

## 小型船舶安全規則等の一部改正について

平成16年9月  
国土交通省

## 1. 背景

今やマリナーレジャーは国民の余暇活動の一つとして認知されています。国土交通省としても、小型船舶に対する「安全」、「環境」及び「健全な利用振興」について、各種の施策を総合的に推進しているところです。

このうち、安全面について、現在、小型船舶操縦士免許受有者の多くは、いわゆる沿岸小型船舶（日本全国周辺の沿海区域に接する海岸から5海里以内の水域及び平水区域を航行できる小型船舶）用の2級小型船舶操縦士の免許を持っています。

一方、小型船舶の構造設備については、現在、沿岸小型船舶に対する技術基準が設けられていないため、日本各地の沿岸を周遊するような長距離のクルージングを楽しみたい場合などには、沿海区域（日本全国周辺の海岸から20海里以内の水域）の技術基準に適合した船舶を使用する必要があります。

このため、今般、沿岸周辺の水域を航行する小型船舶について、ソフトの要件（船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許）の航行区域に係る規制区分と整合させた新たなハードの要件（船舶安全法に基づく技術基準）を設けることにより、小型船舶の利用環境の整備を図ることを検討しています。

## 2. 改正の内容

小型船舶安全規則第2条に規定される小型船舶（長さ24メートル未満のプレジャーボート及び総トン数20トン未満の船舶（水上オートバイ等の特殊小型船舶を除く。））について、2級小型船舶操縦士の免許で航行できる水域と同じ水域（沿岸水域）を航行する小型船舶の技術基準を新たに設けることを検討しています。

なお、この技術基準は、沿海区域の技術基準に比べて航海用具、救命設備、無線設備等の基準を一部緩和したものにする予定です。

また、限定沿海小型船舶（航行区域が沿海区域のうち母港から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定された小型船舶）については、航海用具等一部の設備を増備することで、航行区域に沿岸水域を追加することが可能となる予定です。

## 3. 今後のスケジュール(予定)

公 布： 平成16年10月

施 行： 平成16年11月1日